

「富士市地区まちづくり活動推進条例(案)」

タウンミーティングの実施結果について

1 タウンミーティングの開催概要

第1回タウンミーティング

日 時： 平成28年7月5日（火）19時～20時半

場 所： 富士川ふれあいホール

第2回タウンミーティング

日 時： 平成28年7月12日（火）19時～20時半

場 所： 吉永まちづくりセンター

第3回タウンミーティング

日 時： 平成28年7月13日（水）19時～20時半

場 所： 大淵まちづくりセンター

第4回タウンミーティング

日 時： 平成28年7月20日（水）19時～20時半

場 所： 富士市役所消防防災庁舎7階大会議室

2 実施結果

(1) 参加者の数	227人 (①39人②51人③46人④91人)
(2) 発言者の数	33人 (①7人②12人③7人④7人)
(3) 意見の数	44件 (①14件②14件③7件④9件)
(4) 意見の反映状況	
➤ 反映する（一部反映を含む）	1件
➤ 既に盛り込み済み	0件
➤ 今後の参考にするもの	9件
➤ 反映できないもの	0件
➤ その他	34件

平成28年8月

富士市 市民部 まちづくり課

富士市地区まちづくり活動推進条例タウンミーティング実施結果

○第1回タウンミーティング

日時:平成28年7月5日(火)19時~20時半

場所:富士川ふれあいホール

参加人数:39人

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
1	<p>逐条解説(P4)第6条に「まちづくり協議会の組織等」とあるが、新条例を作る際にまちづくり協議会の組織はどのような組織を想定されているのか。どのようなメンバーでどのような内容の協議がされるのか、できるだけ詳細な内容を教えてほしい。</p>	<p>まちづくり活動推進条例はこれから新たに何かを作っていくためのものではなく、いま現在行っているまちづくり活動の拠り所を明確にするための条例であります。</p> <p>まちづくり協議会は今ある個々の諸団体の強みを生かして、横のつながり・ネットワークを強化した組織体で、既に体制ができており活動していただいておりますので、新たに組織を作るイメージではないです。</p> <p>協議会活動の内容については、既に規約を設けて現在活動を進めていると思っておりますので、行政の方でこのような活動をしていくということではないです。活動を進めて行く中では、民主的な方法で意思決定を行い、事業を進めていく、このような組織をまちづくり協議会として捉えています。</p> <p>こうした現状を踏まえ、現在の地区まちづくり活動を確実に将来へと繋いでいくために、この条例が柱となるものと考えています。</p>	その他
2	<p>26地区の各まちづくり協議会は同じような組織なのか、地区により違いがあるのか。まちづくり協議会の活動状況は、実働部隊はなく、各諸団体に支えられ成り立っていると聞いている。</p> <p>条例が制定されれば、どなたでも理解でき今は広く知れ渡ると思うが、今後何年か経ったときに条例が一人歩きしないか。各地区のまちづくり協議会の内容をどこまで把握しているのか。</p>	<p>まちづくり協議会は二十数団体が参画し活動している組織としては26地区変わらないです。</p> <p>具体的な組織内容については、部会や委員会、実行委員会等、内部の連携体制が各地区によりやりやすい体制をそれぞれ設けています。</p> <p>まちづくり協議会は設立3年目ということで、連携が上手くいき活性化している地区もあれば、もう少し連携体制を作っていく必要のある地区もあるのが現状です。</p> <p>条例を将来につなげていくために、いつの時代においても理解や認識に違いが出ないようにするのは大事なことなので、逐条解説を確認していくための資料としたいと考えております。</p>	その他
3	<p>第10条4項(P6)「事務局機能の充実に関する支援」について具体的に教えてほしい。</p>	<p>現状は各まちづくりセンターに市の職員が配置されており、協議会の事務局として、運営体制をサポートしています。力こぶ増進計画の中でまちづくり協議会は、将来的には住民主体の事務局運営体制ができることを明文化しているので、そのための事務局支援を段階的におこなっていきます。今年で力こぶ増進計画も最終年度になりますので、まちづくり協議会の役員のみなさまとのワークショップ等をやりながらどのような支援体制がよいか今後詰めていきたいと思っています。</p>	その他

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
4	<p>第10条1項「地区まちづくり活動に関する財政的支援」についての詳細と、以前出された一括補助金の案について今後もあるのか。現在、地区において気持ちよく力を合わせてまちづくり活動をやっているが、今後続いていくまちづくり活動の中で、一部の誰かに負担がいくことはないかと明言していただけるとありがたい。</p>	<p>包括補助金とは活動補助金をまとめてまちづくり協議会に交付して、協議会の中で協議して各部会へ分配していく補助金です。以前にまちづくり協議会会長連絡会の中で、体育祭、文化祭、まちづくり推進事業、防犯の4つの補助金についての包括化をお示しさせていただき、様々なご意見をいただいたので、今後市役所内でも話し合っていかなければなりません。今年度は力こぶ増進計画の最終年度となり、計画の検証を行っていく中で、地域の皆様からもいろんなご意見をいただきながら方向性を探っていきたいと思っています。</p> <p>それから、様々な団体の横のつながりを強化したものがまちづくり協議会ですので、基本的にはある一部の人にあまり負担が掛からないような仕組み作りをイメージして、この条例の中で組織のあり方を示させていただきました。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
5	<p>少子高齢化で人口が減っていく中で、合理的にやっていくのはわかるが、実際にまちづくり協議会の組織の中には交通安全協会や指導委員会等、補助する団体が県や市の団体もある。それらを今後統合していくのは大変ではないか。</p>	<p>今後、少子高齢化が更に進み、諸団体の整理・統合が具体的必要になってくる時もあるかもしれませんが、現状は個々の活発な取組を生かして横のつながりをしっかりと作っていくというのが主旨です。</p> <p>全ての団体を統合することが目的ではなく、横のつながりを強化し、お互いが出来る範囲で協力し合っていく体制を作っていくことが、まちづくり協議会の肝になるかと思えます。</p>	<p>その他</p>
6	<p>第5条（市民等の責務）に「地区まちづくり活動に参画するよう努めるものとする。」とあるが、このような条例ができてはなかなか地域の人たちに理解が進まない。文書を渡すだけでは内容が伝わらないし、みんな参画しない。みんなが参画するには、行政・市の協力、支援が必要である。協議会役員に説明するだけでなく、地域の人たちに浸透するような活動を市にはしてもらいたい。</p>	<p>住民参加が基本ですので、行政の方も条例は作って終わりではなく、しっかり周知することも考えています。</p> <p>広報ふじや集会等で条例の主旨を説明する場を設ける等、今後周知の方にもしっかりと力を入れていきます。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
7	<p>この条例を作っていただいて、地区活動の拠り所にするんだとしっかり言っているのが心強い。市の条例がたくさんある中でこの条例は他の条例と同格と考えてよいか。</p>	<p>条例については、すべて同列であり、上下関係はありません。</p>	<p>その他</p>

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
8	<p>第5条に市民等の責務として、「地区まちづくり活動に参画するよう努めるものとする。」とあるが、町内会等への勧誘のアプローチの際にこの条例を利用してよいか。</p>	<p>町内会への加入の促進については、町内会は任意団体であり加入の義務はできない中で、町内においても「加入に努めなければならない。」としか表現できません。</p> <p>他市の状況では、町内会加入促進条例を定めているところもありますが、富士市として今回作らせていただくものは、「小学校単位のまちづくり活動に市民等が参画していきましょう。」という宣言をする条例となっています。</p>	その他
9	<p>他にたくさんある市の条例等とバッティングすることはないか。例えば、地区住民の意思に反する形で、市の方針に基づき地区内の公共施設の売却が決まった際に、この条例をもとにまちづくり協議会として市と対等に協議していけると考えてよいか。</p>	<p>他の条例と対等にはなりませんが、あくまで本条例は理念条例となっています。市民活動推進条例等の関係する条例とのすり合わせは行っております。公共施設の売却の件等につきましては、まちづくり協議会として意思決定したことについての行政とのやりとりになります。</p> <p>この条例を根拠に他の条例等に基づく取組に関することに言及するとというのは趣旨と違うかと思えます。</p>	その他
10	<p>言葉の中で「地区」と「地域の」コミュニティがあるがどちらが大きいのか。公共施設の20%カットや売却についての話が出ていると思うが、コミュニティとして今まで使ってきて、今後も使っていきたい気持ちがある。コミュニティ施設として重要なものもあり、今後も使っていきたいと考えている中で、市の専決事項だからで片付けられると今後のコミュニティ活動の目を摘んでしまうことにならないか。</p>	<p>(本条例でなくFMについてのため) 御意見として承ります。</p>	その他
11	<p>まちづくり課の主導でまちづくり協議会が発足し、既に走っている。この条例は2年かけて案を作り、この条例はまちづくり協議会の背景がとても整理された内容になっているので、これはこれでよいが、この条例を見ながらまちづくり活動をやっているわけではなく、既に情熱を持って活動している。今回のタウンミーティングの目的の1つは、条例を作ることへの理解と、地区の歴史の中で全国に誇れる活動があつて、今後ももっともっと続いていくよう頑張ってもらいたいということ、さらに現在新しい連携が生まれて新しい活動が生まれている地区もあり、新たな連携を模索して欲しいというまちづくり課の意思として受けとった。</p>	<p>感想であるため、貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>	今後の参考にするもの

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
12	<p>現在まちづくり活動はみんなで力を合わせてやっており、関係各所にはいろいろお願いにしているところだが、まちづくり活動をする際にまちづくり課にもっとバックアップしてもらいたい。まちづくり課のバックアップがあれば、もっと各地区も頑張るのではないか。</p>	<p>感想であるため、貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
13	<p>条例というと、上から目線（トップダウン）の印象を受けかねない。よく読むとそうではないことがわかるので、市と各地区の両輪のイメージがほしい。条例というどうしても上から目線を感じてしまう。もっと一般市民が一目でわかるような視覚的なものを入れたほうがよい。コミュニティの希薄化の原因は、個人のライフスタイルや趣味が多様化し、個人で楽しめる時代になったからだが、でもそれだけでは地域社会は成り立たない。活性化している地域には長生きしている人が多く、地域コミュニティに参加している人が多いと聞くので、そのようなデータ（資料）も示した方がよい。</p>	<p>感想であるため、貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
14	<p>第2条の市民等の定義に「市内に事務所を有する法人その他の団体」とあるが、大きな法人を取り込んでいくことになじみがない。</p>	<p>法人といっても、大企業からNPO法人まで様々あり、大企業がまちづくり協議会に参画するイメージはしにくいですが、1つの例として天間地区のコカ・コーラとの協定等があげられます。</p> <p>また、まちづくり協議会の構成団体にNPO法人が名を連ねている地区もあります。条例検討会議の中で、法人も入れたほうがよいのではとの意見もあり、それを反映しています。</p>	<p>その他</p>

富士市地区まちづくり活動推進条例タウンミーティング実施結果

○第2回タウンミーティング

日時:平成28年7月12日(火)19時~20時半

場所:吉永まちづくりセンター

参加人数:51人

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
1	第2条で市民等を「市内に居住し、通勤し、又は通学する者」と定義している。「居住し、」の後ろに入るのが「あるいは」なのか「かつ」なのかで意味が変わるが、どう理解すればよいか。	条例特有の表現で、居住、通勤、通学のいずれかに該当している人のことです。「あるいは」という考え方でよろしいかと思えます。	その他
2	市内のまちづくり協議会のうち、完全に組織された地区、つまり、その地区にある個々の団体がまちづくり協議会の中で完全に1つになって活動している地区はあるのか。	まちづくり協議会は、1つの組織にしようとか、全ての団体を同じ活動方針でやろうとかするのではなく、個々の団体や個々の活動を活かしたまま、横のつながりを築くネットワークの場をつくるために設置されました。まちづくり協議会にすべてを一本化しているというの意図するところではありませんし、ここが完全体というのではありません。	その他
3	まちづくり協議会は会社でいえばどういった組織になるのか。	まちづくり協議会は会社の組織ではありません。トップダウンとか社長が1人で旗を振ってとか、それとは違う形をとります。目的を同じくする様々な団体が集まって、みんなで話し合ってお互いに協力して物事を進めていく、そういうネットワークを強化するのがまちづくり協議会です。	その他
4	まちづくり協議会の運営について、どこかで誰かがイニシアチブをとる必要があるのでは。	まちづくり協議会の中にある役員会といったような場で話し合ったうえでイニシアチブをとるのではと思います。強いて言うなら会社の役員会かと思います。	その他
5	これまでは連合町内会が各団体を取り込んで活動していたが、まちづくり協議会を立てると二本立てになる。連合町内会を解体してまちづくり協議会に一本化したらどうか。	まちづくり協議会の設立は、各団体を解体したり、一本化したりするものではありません。各団体が過去に積み上げてきた実績等を尊重してその強みを活かしながら、他の各団体と話し合ってお互いに協力しながら地域の課題を解決していく、これがまちづくり協議会の肝と考えています。	その他

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
6	<p>第10条に市の財政支援について書かれているが、部会が活動すれば、市で財政支援を100%なり80%なり確実にしてくれるのか。</p>	<p>「まちづくり推進事業補助金」という50万円を上限とした補助金があり、各地区まちづくり協議会の様々な事業に対して財政支援をしています。加えて、まちづくり推進事業、文化祭、体育祭、防犯、これら4つへの補助金を包括して、その用途を地区の皆様で話し合っていたいただくための「包括補助金」を検討しています。</p> <p>部会の活動資金については、冒頭の説明で新しい事業の事例紹介をしたので、誤解を与えてしまったのかもしれませんが、けっして新しい事業を立ち上げてくださいというわけではありません。既存の事業を見直すとか、同様の活動をしている団体が一緒に活動するとか、地域の皆様で今までの事業等の見直しをしていただければと思います。</p>	その他
7	<p>包括補助金の「包括」とは、体育祭や文化祭などに対して出されている補助金を一本化して地区に交付するという意味か。</p> <p>また、包括補助金に変わるのはいつ頃か。</p> <p>平成29年度を目途にという話を聞いたことがある。</p>	<p>包括の意味は、そのような捉え方でよろしいかと思います。時期について、市で年限を切っていく頃というのは決まっていません。</p> <p>皆様の御意見を伺いながら、より良い補助金のあり方について制度設計をしてまいりたいと考えています。</p>	その他
8	<p>第10条に人材育成の支援とあるが、この条例だけではどんな支援かが分からないので、具体的にこういう支援をするといった文書があれば分かりやすいと思う。</p>	<p>どこまで具体的に書けるかは別の話になりますが、条例の制定後、条例の内容を分かりやすく周知するリーフレット等を作ることと考えています。</p>	今後の参考にするもの
9	<p>冒頭の説明で、町内会加入率が約85%で高いとなっていたが、逆から見れば15%が町内会に加入していない。今後は加入者が減ってこの割合も大きくなり、希薄化していくと思うが、加入率をどう捉えているのか、他の市町村の状況と比較しながら伺いたい。</p> <p>また、希薄化が進めばまちづくり活動に参加する人数は少なくなる。一部の人に負担が偏るのではなく、多くの人に参加してもらうために、今後はまちづくり活動の負担を減らしていくことが大事と考えるが、どう捉えているか。</p>	<p>まず加入率ですが、静岡県内は比較的高く、80%前後の市町村が多いです。都市部では50%に達しないようなところもある中で、富士市は静岡県内で見ても町内会加入率が高く、まちづくり活動に参加する人も多いと認識しています。</p> <p>次に一部の人に負担が偏ることについて、抜本的な解決は難しいと思いますが、まちづくり協議会で話し合っ、一部の人に負担が偏らないような仕組みづくりをしていただければと思います。</p>	その他

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
10	<p>資料No. 2 逐条解説に条例前文第4段落の説明として「平成27年度世論調査の結果においても、地域コミュニティへの帰属意識や地区まちづくり活動への参加意識の低下が顕著に現れています。」と書かれている。これは平成27年度以前からずっと続いていることだと思うが、くわしい内容を、数値やデータがあれば併せて伺いたい。</p>	<p>平成27年度と平成20年度の世論調査を比較しています。町内会に加入している理由を見ると、配布物で生活に必要な情報が得られるから、あるいは、ごみの集積所や防犯街路灯の設置などの住民サービスが受けられるからという割合が大きくなり、人と人とのつながりが大事だからといった割合は小さくなっています。</p> <p>また、地域コミュニティ活動への参加意識という項目において、地域の美化活動とか防災・消防に関する訓練活動とか、自分にとって身近なところや安全・安心に関わるところでの参加意識は大きくなっていますが、その他での参加意識は軒並み小さくなっています。具体的な数値は富士市ウェブサイトで公開していますので御覧いただければと思います。</p>	その他
11	<p>「タウンミーティング」「パブリックコメント」「コミュニティ」といった言葉が分かりづらい。条例の中では仕方ないが、冒頭の説明などではもっと分かりやすい言葉を使ってほしい。</p>	<p>御意見としてお伺いします。</p>	その他
12	<p>条例を住民に浸透させたいならば、4回のタウンミーティングでは不十分ではないか。今回のタウンミーティングも地区の役員だけが出席して、一般の住民は出席していない。各地区でやるべきではなかったか。</p>	<p>4回では不十分だと言われれば申し訳なかったのですが、条例は富士市まちづくり活動推進条例検討会議で2年間検討され、まちづくり協議会会長連絡会でも経過報告をして意見をいただけてきました。今回のタウンミーティングは、富士市まちづくり活動推進条例検討会議が平成28年3月に出した最終案に対して、市はこういう結論を出したという報告会であり、1か月間のパブリックコメントと併用して設けられています。パブリックコメントは7月22日まで続いていますので、御意見等はパブリックコメントにいただければと思います。</p>	その他

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
13	今回のタウンミーティングには何地区集まっているのか。	事前にいただいた名簿では、吉原、吉永、須津、浮島、原田、富士見台、神戸、吉永北の8地区となっています。	その他
14	まちづくり協議会会長を連合町内会会長が務めている地区は何地区あるのか。それによって広報する力が変わってくる。	富士市全体で申しますと、まちづくり協議会会長を、約3分の2の地区では連合町内会会長が務め、約3分の1の地区では連合町内会会長のOB、生涯学習推進会会長、学識経験者などが務めています。	その他

富士市地区まちづくり活動推進条例タウンミーティング実施結果

○第3回タウンミーティング

日時:平成28年7月13日(水)19時~20時半

場所:大淵まちづくりセンター

参加人数:46人

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
1	第10条第4号の逐条解説にまちづくり協議会の事務局について、「将来的には地区の市民等が主体となった運営体制が確立されるように」とあるが、まちづくり協議会から市は手を引いて、地区で運営するという理解でいいのか。現在はまちづくりセンターのセンター長・職員に手伝ってもらっているが、今後は市との関係を絶つ、市は撤退する、地区独自でやるということなのか。そうであるならば、その時期はいつか。	まちづくりセンターは、現在、事務局としてまちづくり協議会を支援しています。今後も、職員がまちづくりセンターに配置されることには変わりはありませんが、「地域の力こぶ増進計画」にもありますように、まちづくり協議会の目的である住民主体の運営体制に重きを置く形が望ましいと考えております。計画は本年度が最終年度となりますので、これまでの取組について検証し、今後の方向性を検討するワークショップを開催します。こうした取組の中で、事務局体制を含めた今後の市の支援について検討させていただきたいと考えております。現状は、いつまでにどうするという具体的な時期については決まっております。	その他
2	区の夏祭り等の関係で、公園の使用許可は、現在個別にみどりの課に申請を出しているが、これからは許可はすべてまちづくり協議会からまちづくり課に対して行うのか。	市の組織に変更があるわけではないので、これまでと変わらずに担当課へ直接申請を出していただきたいです。今、それぞれの団体が実施している個別の行事に関して、すべてまちづくり協議会が取りまとめるということではないです。地区で活動する様々な団体等の横の連携を生かして、地区をより良くしていくために力を合わせて課題解決に取り込んでいくことが、まちづくり協議会の活動主旨となります。	その他
3	まちづくり協議会の活動は多岐に渡る。協議会の会長は非常に忙しい中、現在はボランティアで活動している。電話、車、ガソリン代等はすべて自己負担である。今後、市が報酬を支払う考えはあるか。	地域の力こぶ増進計画の今後の取組にも関わってくる事柄でありますので、検討課題として御意見をお預かりさせていただきます。	今後の参考にするもの
4	タウンミーティングは意見を預かる場と言ったが、次第には質疑応答と書いてある。ある程度の市の考え方を提出していただきたい。報酬については、現段階では考えていないということかと思うので、「これは意見として伺っておく」というような話し方でもいいので、次第に則った対応をしてほしい。	御意見としてお伺いします。	その他

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
5	<p>説明していただいたパワーポイントのうち、「条例の検討経過」のところに、庁内協議とあるが馴染みがない表現である聞いたことがない。庁内とはどういうものを指すのか。</p>	<p>例規審査会や部長会議等、市役所の内部組織で協議を重ねたということです。</p>	<p>その他</p>
6	<p>今日は意見交換ということで質疑が 종료としているが、条文を始めから読んで、ここで何が問題になるのか、こう言う事を聞きたいと言うのは質問として出し辛い。この場だけで終わるのでなくて、持ち帰って、しっかり読み込み、疑問があれば再度質問をすることに対して回答することは考えていないのか。</p>	<p>6/23から7/22までパブリックコメント制度による意見募集も並行して実施しています。今回のタウンミーティングは、地区まちづくり活動に携わるより多くに皆様の御意見を伺うために、市内4エリアにて開催させていただきました。もし、この会場で御意見が浮かばなくても、パブリックコメント制度によって、22日までは御意見を受け付けておりますので、御活用ください。頂いた御意見につきましては、市から必ず回答をいたします。</p>	<p>その他</p>
7	<p>この条例ができれば、どのような形で何が解決されていくのかがよく見えない。条例ができればこれが解決していくと書いてあると思うが、その過程が分からないので説明していただきたい。</p>	<p>条例ができれば全てが解決するという訳ではありません。正に、スタート地点に立ったということになるかと思います。</p> <p>なぜ今、条例が必要なのかという点は、社会状況の変化に加え、ライフスタイルが多様化している中、地域コミュニティの希薄化が危惧されているからです。</p> <p>地域力という観点で言うと、町内会の加入率も年々落ちてきている現状にあります。富士市はいまだに町内会加入率80%を超えていますが、富士宮市は70%台、都会ではそもそも機能していないところもあると聞いています。</p> <p>ただ、災害時など行政の支援が行き届かないことがある中で、町内会での声掛けとか、地区ごとの活動による日頃の付き合いの役割が再認識されています。</p> <p>地区のまちづくり活動を盛り上げることによって、地域が活性化され、人との繋がりをつくっていくということが、最終的にはこのような課題に対応すると考えています。</p> <p>富士市として、小学校区の活発なまちづくりを未来永劫、10年20年と言わず50年100年、孫、ひ孫と続けていくという決意を市として宣言することがこの条例です。</p> <p>この条例が制定された際には、リーフレット等を作成し、より多くの皆さんに周知していきます。地区まちづくり活動を活発にして課題を解決することがこれからスタートするので、この条例が必要になると考えています。</p>	<p>その他</p>

富士市地区まちづくり活動推進条例タウンミーティング実施結果

○第4回タウンミーティング

日時:平成28年7月20日(水)19時～20時半

場所:消防防災庁舎7階大会議室

参加人数:91人

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
1	<p>このような大切な説明会を、なぜ各地区で行わないのか。その理由を教えて欲しい。周知徹底しなければいけないのに、4箇所でも周知可能なのか。</p>	<p>本条例は、富士市まちづくり活動推進条例検討会議において2年間検討いただいております。この間、まちづくり協議会会長連絡会にて報告をさせていただくとともに、ウェブサイトにて検討会議の議事内容と詳細な議事録を随時公開してきました。</p> <p>今回の条例案は検討会議の構成案を元に作成したものであり、現在、7月22日までパブリックコメント制度により、広く市民の皆様から意見を募集しています。</p> <p>タウンミーティングは、実際に地区まちづくり活動に携わる多くの皆様に御意見を伺う場としてパブリックコメントと同じ位置付けで期間内の4回実施するものです。</p> <p>皆様から頂いた御意見のうち反映できるものは反映した上で、11月1日の条例施行を目指しています。</p> <p>条例が制定された際には、シンポジウムや広報ふじの特集、更にはリーフレット等の配布をして、周知に努めてまいります。</p>	その他
2	<p>第10条の人材育成に関する支援について、市の企画した地区人材育成事業に来ていた人は、すでに地区のまちづくりに携わっている役員ばかりだった。</p> <p>市は講師の派遣などを行い、地区で人材を育てることなのか。</p> <p>地区の現役員は、地域力こぶ増進計画のために従来以上負担が増えている。その中で、新しい人が入ってきて同じ方向を見てやっていくのか。</p>	<p>地区人材育成事業は、市内6ブロックごとにまちづくりセンターが主催して行なった講座であり、確かに現状の役員の皆様に向けた講座や講演が多かったです。しかしながら、ブロックによっては新しい人材の発掘を目的に開催した所もあります。</p> <p>条例が制定されることで、今後、市が人材育成に関して、何もやらなくなるわけではありません。</p> <p>世論調査等の結果も踏まえて、まちづくり活動への参画意識の低下が顕著に現れている、若者向けの人材育成講座「FUI未来塾」を昨年度から開講し、地域課題を自分事として活動する若い人材の育成を目指しております。</p> <p>また、中学を卒業すると、地域活動との関わりが少なくなる高校生たちに向けた取組として、高校生達とまちづくり協議会の役員やセンター職員との交流を促し、高校生達なりに地域課題の解決プランを提案する富士市立高校の究タイム市役所プランの取組に協力して取り組んでいます。</p> <p>今後も地区まちづくり活動に携わる人材を育成するために、複層的に取組んでまいります。</p>	その他

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
3	<p>市の職員にも地域のことに、地区班以外にも、関わって欲しい。市の職員が関われば、地区とのパイプ役になれるのではないか。</p>	<p>職員も地元に戻れば一住民であり、個人の立場で役割を担っている例も多いと思います。</p> <p>まちづくり課においては、地区まちづくり地区担当班の活動支援や、まちづくりハンドブックの配布、職員向けまちづくり講演会の開催等、職員が積極的に地区まちづくり活動に参画するよう啓発に努めてまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
4	<p>条例で、第4条の市の責務と、第7条の活動拠点となるまちづくりセンターの関連がよく分からない。まちづくりセンターの講座の中で、まちづくりのための講座、地区の人向けの講座を実施するなど、条例の中にも明記して欲しい。役員のための条例ではなくて、地域の人を巻き込まないといけない。だから、地域の人を巻き込むために、より具体的なことを条例に入れた方がよい。</p>	<p>現状でも、まちづくり協議会と共催で行なう講座や、まちづくり協議会が主催する地区住民向けの講座は実施されております。</p> <p>本条例は理念条例であり、まちづくりセンターが地区の人材育成講座を実施する等の個別具体的な内容を条例に明記することは難しいと考えます。</p> <p>条例が制定された際には、シンポジウムや広報ふじの特集、更にはリーフレット等の配布をして、周知に努めてまいります。</p>	<p>その他</p>
5	<p>今、条例が必要なのか理解できない。まちづくり推進会議が地区によってうまく機能しなかったからという理解で良いのか。</p>	<p>まちづくり協議会の前身であるまちづくり推進会議は、昭和60年代前半から各地区で自主的に設立されてきました。</p> <p>この設立の際に特に統一的な取り決めがなかったため、地区によってまちづくり推進会議の考え方がまちまちであった現状にあります。</p> <p>また、まちづくり推進会議には、地区の様々な団体が構成団体として名を連ねているのにも拘らず、個々の活動が活発であるがゆえに、イベント開催時に集まる機会があっても、なかなかお互いが連携協力して取り組むような事例も生まれづらい状況にありました。</p> <p>まちづくり協議会は、こうした個々の活発な活動の強みを活かして、より横のつながりを作り、地区が一体となった強い地域コミュニティの実現を目指すものです。</p> <p>条例の制定に際しては、このまちづくり協議会の基本的なあり方や市との役割分担等を明確に位置付けることも目的のひとつであります。</p>	<p>その他</p>

No.	意見の内容	市の回答	反映結果
6	まちづくり協議会の市全体の組織は作らないという認識で良いか。	現状、各地区のまちづくり協議会会長が一堂に会する連絡会を年2回程度、市主催で開催しておりますが、まちづくり協議会会長による連合組織を設けることは考えておりません。	その他
7	<p>条例のタイトルに期待したが、内容はもう少し具体的なものであって欲しかった。市外から移住してきたような人は、そもそも地区の組織が分からないし、小学校区にまちづくりセンターがあると言っても、市内の小学校の数も、地区の位置関係も知らないで、そういった具体的な情報を条例の別表で示すなどのことを考えてほしかった。</p> <p>今回の条例は、抽象的で、これでは具体的な効果はない。これを読めば柱になるような条例にして欲しかった。今後、条例の周知をする際には、具体的な面を入れて欲しい。</p>	条例が制定された際には、よりわかりやすいリーフレット等を作成して、周知を図って生きたいと考えております。貴重な御意見を頂きましたので、参考とさせていただきます。	今後の参考にするもの
8	理念を表す条例ならば、末端の市民に知らせないといけない。周知するのは市の仕事だ。市民へ浸透するようにやって欲しい。	条例が制定された際には、シンポジウムや広報ふじの特集、更にはリーフレット等の配布をして、周知に努めてまいります。	その他
9	<p>資料2の3Pの第3条基本理念の中にある「協働」とはどういうことか。</p> <p>理念なので、市民一人一人に知らせないといけない。</p>	<p>「協働」とは、市と市民が対等な関係でお互いが出来ることを実行することで解決していくことと考えます。具体的に言葉で表すことは難しいですが、これには様々な形があると思います。これから「協働」の新しい取組を進めるのではなく、今までも進めてきたこととして、基本理念に示しています。逐条解説にて補足の説明をさせていただきます。</p> <p>条例が制定された際には、シンポジウムや広報ふじの特集、更にはリーフレット等の配布をして、周知に努めてまいります。</p>	反映する